

令和4年度 勝浦町地域おこし協力隊募集要項

勝浦町は徳島県のみかん発祥の地で、みかん栽培を中心とする農業が基幹産業となっている中山間地域です。徳島県の東南部に位置し、県都徳島市ほか2市と隣接する比較的都市部に近いまちです。四国霊場八十八寺二十番札所鶴林寺や、全国的に有名になった「元祖ビッグひな祭り」をはじめ年間を通して地元団体等が主催するイベントが多くある賑やかな町です

今回は、農商工や観光の交流拠点となる道の駅「ひなの里かつうら」で地域の元気づくりに取り組むため、企画・情報発信を担う隊員を募集します。

1 募集人数 1名

2 活動概要（職種・業務内容）

職種名	概要
地域おこし協力隊	【共通業務】 (1) 関係機関、各種団体との連携・協働 (2) 協力隊員同士の連携、協働活動 (3) 地域おこし活動へ参加及び参画 （自治会活動、イベント、祭りなど） (4) その他、活動終了時の起業・就業のために必要な活動
活動エリア	勝浦町内全域
勤務地	道の駅ひなの里かつうら【企画交流課に所属】
道の駅「ひなの里かつうら」の管理・運営	(1) 商品の販売、売上管理 (2) 特産品、オリジナル商品の企画・開発 (3) 町内で生産又は加工された物産の展示販売及び斡旋
企画・情報発信	(1) 各種町内行事に合わせた道の駅としての連携企画など (2) SNS等で積極的な情報発信、広報活動 (3) 観光案内 (4) 町外出身者の新たな目線で、町の良さの発見、問題点などの掘り起こし

3 募集対象（募集条件）

次の（1）から（3）までのすべての要件を満たす者とします。

（1）以下の応募資格に該当する者

- ア 申込時点で、20歳以上40歳以下で通算3年以上の社会人経験（雇用形態問わず）がある方
- イ 普通自動車免許（AT限定可）を持っている方
- ウ 申込時点で3大都市圏をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島等の地に該当しない市町村）に在住し、採用後に勝浦町に住民票を移し、移住できる方
- エ 公共性を軸とした課題の発掘および、その解決のための事業企画、進行、運営など自立した仕事に取り組める方
- オ 地域活動に意欲と情熱を持って参加できる方
- カ パソコンを使ってマイクロソフト・オフィスなどビジネスソフトの基本的な使用、SNS等の活用ができる方

キ 協力隊員の任用期間終了後、勝浦町に定住し起業又は就業しようとする意志のある方

(2) 必要な資格、スキル等

ア イベント企画・運営の経験のある方（望ましい）

(3) 次のいずれかにも該当しない者（地方公務員法第16条各号）

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 勝浦町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 待遇等

(1) 雇用形態・期間・報酬等

雇用形態	隊員の身分は勝浦町会計年度任用職員として採用されます。
雇用期間	着任日から翌年の3月31日まで（一会計年度終了後、地方公務員法に定める平等取り扱いの原則及び成績主義に基づき、人事評価結果等により、公募によらず再度任用される場合があります。） 最長3年までの任用となります。
条件付採用	地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1カ月を良好な成績で勤務した場合に会計年度任用職員として正式採用となります。
1月あたりに支給される目安額	月額158,900円～182,200円 ※基本月額から所得税、社会保険料等の自己負担分が控除されます。 ※人事院勧告等により改定が行われる場合があります。職務経験、資格等を有する方は、その経験等によって報酬が増額調整される場合もあります。
各種手当	条件を満たす場合は、初任給調整手当、通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当やこれらに相当する報酬や期末手当が支給されます。

(2) 勤務日数・勤務時間・休暇等

勤務を要する日	原則として、週5日（土日祝日を含むシフト制） 午前8時30分～午後5時15分（遅番の時は午前9時45分～午後6時30分） 1日につき7時間45分の範囲内で勤務時間の変更を命じることがあります。
休日	週休2日を原則として、勤務先により調整することとなります。
休暇	任用期間や勤務日数等に応じて年次休暇を付与されるほか、夏季休暇、忌引休暇などの特別休暇があります。※勤務条件によって付与や日数は異なります。
社会保険	社会保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の適用があります（勤務時間による）。連続する通算任期が、1年を超えた場合は、徳島県市町村職員共済組合の加入となります。 ※令和4年10月からの制度改正により変更となる場合があります。

公務災害	徳島県市町村総合事務組合が定める市町村の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。(連続する通算任期が、1年を超えた場合は、地方公務員災害補償法に基づく制度が適用されます。)
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)
住居等	活動期間中に生活する住居は、町が町内に用意し、家賃及びCATV使用料は町が負担します。(生活にかかる費用、水道光熱費等は自己負担)
移動手段	活動期間中の必要な旅費は町で負担します。(業務用車両は町が用意します) ※自家用車は別途御用意ください。
活動費	業務用車両燃料代及び活動に必要な道具、材料、消耗品等は町が負担します。
研修	総務省等が行う地域おこし協力隊向け研修など、各種研修に参加できます。
支援	国が行う任期後の起業支援(最大100万円)の他、町独自で行う起業支援(勝浦町杉の子支援事業補助金制度)があります。
その他	健康診断(勤務時間による)、人事評価あり

5 応募手続

(1) 応募用紙

ア 郵便で請求する場合

封筒の表に「地域おこし協力隊応募用紙請求」と朱書きし、あて先明記のうえ84円切手を貼った返信用封筒(定型郵便物封筒)を必ず同封のうえ、企画交流課まで請求してください。

【請求先】〒771-4395 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地
勝浦町企画交流課
地域おこし協力隊担当 宛

イ 勝浦町ホームページからダウンロードする場合

勝浦町ホームページ(<http://www.town.katsuura.lg.jp/>)の「採用情報・募集」の【募集】令和4年度任用 地域おこし協力隊を募集しますからダウンロードしてください。

(2) 応募先

ア 直接持参する場合は、勝浦町企画交流課まで提出してください。

イ 郵便による申込みの場合は、封筒の表に「地域おこし協力隊応募」と朱書きし、「一般書留郵便」により勝浦町企画交流課までお送りください。

【応募先】〒771-4395 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地
勝浦町企画交流課
地域おこし協力隊担当 宛

(3) 受付期間

- ア 令和4年4月1日～募集終了日まで
- イ 直接持参する場合は、受付期間内の執務日（月曜日から金曜日）の午前8時30分から午後5時までに提出してください。
- ウ 郵便による申込みの場合は、募集終了日までの消印のあるものに限り受け付けます。

(4) 提出書類

- ア 勝浦町地域おこし協力隊応募用紙1部
- イ 資格を要する職種の場合は免許証の写し
- ウ 住民票抄本（写し可）1部
- エ 運転免許証の写し
- オ 会計年度任用職員申込書

※提出資料の返却はいたしません。また、選考及び任用に際して取得した個人情報は、勝浦町個人情報保護条例に基づき適正に管理し、選考及び任用に関する事務以外の目的で使用されることはありません。

6 選考の日時、選考場及び選考方法

- ア 選考日時 第1次選考（随時）
第2次選考（随時、第1次審査合格者のみ）
- イ 選考場所 勝浦町役場ほか
- ウ 選考方法 書類選考及び面接
第1次選考 応募用紙（履歴書添付）とともに書類選考
第2次選考 面接（第1次審査合格者のみ）

※選考案内通知時に、日時、選考会場をお知らせします。

※面接時の交通費・宿泊費の一部を町が負担（上限3万円）

7 選考結果の発表

合否は全員に文書で通知します。

8 問い合わせ先

勝浦町企画交流課 地域おこし協力隊担当
〒771-4395 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地
TEL：0885-42-2552
E-mail:kouryu@town.katsuura.i-tokushima.jp